

工事名:水橋館町地区配水管布設替(第1工区)工事

質問	回答
<p>・発注者からの事前の工事説明・説明会等は当該所轄警察・周辺工場/業者・地域住民には十分に行われているでしょうか。橋梁工事とは別施工期間であれば、それらについても連携した説明が行われているでしょうか。</p>	<p>地域住民への説明は、受注者が決まり次第、町内会長を通じて文書等で周知し、別途周知が必要な店舗等に関しては個別に案内を行う予定です。</p>
<p>・影響を受ける他工事が無しとのことですが、橋梁工事の工程とは一切関係のない期間での施工のみ、であるという事と考えてよろしいでしょうか。また影響がある場合、経費などの必要経費の対応はしていただけるでしょうか。</p>	<p>本工事は、橋梁工事の完了後に行いますので、他工事との影響はないと考えております。</p>
<p>・特定建設資材廃棄物の欄にコンクリート塊は0.0m3と未計上になっていますが、コンクリート処分・ハツリ・撤去はまったく無しであると考えてよろしいでしょうか。また各種数量が変更する場合は、見積・設計変更にて対応していただけるでしょうか。</p>	<p>コンクリート処理・はつり・撤去はありません。ただし、設計と現場状況に差異があった場合は、受注者と協議いたします。</p>
<p>・設計断面に砂質土、と明記されておりますが、これは土質調査をして間違いなくこの土質であると確認済みの記載と考えてよろしいでしょうか。現地の土質に相違がある場合、受け入れ先の受入金額が大きく変動しますが、その場合は設計変更・増額にて確実に対応していただけますでしょうか。</p>	<p>過年度に本地区周辺で施工した実績から、本工事においても砂質土と想定しておりますが、現場条件に変化が生じた場合は受注者と協議します。</p>
<p>・設計書において公共残土受入箇所が記載されておりますが、記載されている建設発生土受入箇所は隣接工事含む本工事の発生土量すべての受入を間違いなく無条件で可能との返事を受けての選定でしょうか。また相手先より受入不可能・条件付き受入などがあった場合の受入業者の再選定、及びそれにかかる費用は設計変更・増額にて確実に対応していただけますでしょうか。</p>	<p>建設発生土の搬出先は、富山県土木工事標準積算基準書に基づき、一番安価の場所を選定しております。なお受け入れ先の理由により、設計時の選定場所へ建設発生土を搬出できない場合は受注者と協議します。</p>
<p>・保安要員が2名と記載されておりますが、現在保安要員の確保が極めて困難な状況にあります。安全を確保した上で、仮設信号機などでの代替は可能でしょうか。また通行止めなどの工事上必要な道路規制について、要不要の判断を一方的に判断されるようなことはあり得ないと考えますが、事前に町内会などに通行止めは行わないなどの不要な口約束などしておりませんかでしょうか。</p>	<p>まずは保安員の確保に努めて下さい。なお交通管理につきましては、受注者が作成する施工計画に基づき発注者、受注者及び関係機関で協議します。また、交通規制について地元町内会と事前に約束している事項はありません。</p>

質問	回答
<p>・現在週40時間労働制が厚生労働省・労働基準監督署でも推奨されておりますが、工期・施工期間の設定はそれを元に算定されていると考えてよろしいでしょうか。また以前水道事業実務必携に基づき工期の設定をしている、とご返答いただきましたが、「具体的に何ページの基準・数値に基づき算出」しておられますかページ数の提示・数値の明示でのご返答をお願いいたします。</p>	<p>工事については、水道事業実務必携の第2部水道施設整備に係る歩掛表、第一編請負工事標準歩掛を使用し算定しております。</p>
<p>・取付金具が橋梁本体に対し、後付けアンカーでの施工となっているようですが、本体構造、また鉄筋等への影響など、どのように考えておられますでしょうか。あばら筋配置図から鉄筋をさけてアンカー施工と考えているのであれば、実際施工時に鉄筋がずれている可能性が多いにありますので、鉄筋位置が明確に判別可能な施工図を提供していただけるという確約等があると考えてよろしいでしょうか。またそうでない場合、それらに対してはどのように検知・アンカー施工をする想定でしょうか。またその作業が必用となる場合、見積・設計変更にて対応していただけるでしょうか。</p>	<p>鉄筋をさけてアンカー施工することを考えておりますので、受注後、受注者に出来形管理図を提供します。</p>
<p>・また数量表にアンカー施工の数量が記載されておりませんが、どの部分に数量として計上・算出されておりますでしょうか。また材料の種類・形式の記載等もお願いいたします。</p>	<p>材質はSUS316、形式はオールアンカーM16となっております。また、計上については明細書8頁の第1号の3の添架物取付金物に材料費として含めて計上してあります。また施工費は、明細書10頁の第1号の5の支持金具設置工に含めて計上してあります。</p>
<p>・水圧試験工はどのような手段を想定されているでしょうか。また管帽・ゴム輪など部材が必要な場合はそれらの費用はどの部分に数量記載されておりますでしょうか。また各種数量が変更する場合は、見積・設計変更にて対応していただけるでしょうか。</p>	<p>水圧試験工においては、新設管を連絡箇所(4箇所)の前まで施工し、南側の仮設管の分岐箇所から通水を行うことを考えております。また、水圧試験に必要な一時的な仮設器具については、器具損料として設計計上しております。</p>
<p>・橋梁本体からの管表面の離隔が180mmとありますが、道路構造保全対策課の基準では離隔200mmであったと思いますが、180mmでよろしいのでしょうか。またその理由について、施工者側での理由書などの作成は不要でしょうか。また作成の場合は書類作成費などが発生しますが、その場合、作成費用は見積・設計変更にて対応していただけるでしょうか。</p>	<p>道路構造保全対策課との協議により、橋梁本体から管表面の離隔が180mmでの施工をすることの承諾を得ております。</p>